

伊万里市国民保護計画

令和 7 年 1 月

伊 万 里 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	11
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態	14
2	緊急対処事態	18
第2編	平素からの備えや予防	20
第1章	組織・体制の整備等	20
第1	市における組織・体制の整備	20
1	市の各部等における平素の業務	20
2	市職員の参集基準等	21
3	消防機関の体制	23
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	23
第2	関係機関との連携体制の整備	25
1	基本的考え方	25
2	県との連携	25
3	近接市町との連携	26
4	指定公共機関等との連携	27
5	広域応援体制の整備	27
6	ボランティア団体等に対する支援	27
第3	通信の確保	29
第4	情報収集・提供等の体制整備	30
1	基本的考え方	30
2	警報等の伝達に必要な準備	31
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32

4	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
第5	研修及び訓練	36
1	研修	36
2	訓練	36
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	38
1	避難に関する基本的事項	38
2	避難実施要領のパターンの作成	39
3	救援に関する基本的事項	39
4	輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
5	避難施設の指定への協力	40
6	生活関連等施設の把握等	40
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	42
1	市における備蓄	42
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
第4章	国民保護に関する啓発	44
1	国民保護措置に関する啓発	44
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	44
第3編	武力攻撃事態等への対処	46
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	46
1	市対策本部設置前における緊急事態情報連絡室等の設置及び初動措置	46
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	48
第2章	市対策本部の設置等	49
1	市対策本部の設置	49
2	通信の確保	51
第3章	関係機関相互の連携	53
1	国・県の対策本部との連携	53
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	53
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	54
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	55

6	市の行う応援等	55
7	ボランティア団体等に対する支援等	55
8	住民への協力要請	56
第4章	警報及び避難の指示等	57
第1	警報の伝達等	57
1	警報の内容の伝達等	57
2	警報の内容の伝達方法	59
3	緊急通報の伝達及び通知	60
第2	避難住民の誘導等	61
1	避難の指示の通知・伝達	61
2	避難実施要領の策定	62
3	避難住民の誘導	63
第5章	救援	71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72
第6章	安否情報の収集・提供	73
1	安否情報の収集	74
2	県に対する報告	74
3	安否情報の照会に対する回答	75
4	日本赤十字社に対する協力	75
第7章	武力攻撃災害への対処	77
第1	武力攻撃災害への対処	77
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	77
2	武力攻撃災害の兆候の通報	77
第2	応急措置等	79
1	退避の指示	79
2	警戒区域の設定	80
3	応急公用負担等	80
4	消防に関する措置等	81
第3	生活関連等施設における災害への対処等	83
1	生活関連等施設の安全確保	83
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	83
第4	NBC攻撃による災害への対処等	85
第8章	武力攻撃原子力災害への対処	88

1	基本的事項	88
2	武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え	89
3	安全確保のための要請等	90
4	放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等	91
5	国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び通知等	93
6	市が行う放射性物質の放出又は放出のおそれがある場合の通報等	93
7	活動体制の整備	94
8	応急対策の実施等	94
第9章	被災情報の収集及び報告	97
第10章	保健衛生の確保その他の措置	98
1	保健衛生の確保	98
2	廃棄物の処理	99
第11章	国民生活の安定に関する措置	100
1	生活関連物資等の価格安定	100
2	避難住民等の生活安定等	100
3	生活基盤等の確保	100
第12章	特殊標章等の交付及び管理	101
第4編	復旧等	103
第1章	応急の復旧	103
1	基本的考え方	103
2	公共的施設の応急の復旧	103
第2章	武力攻撃災害の復旧	105
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	106
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	106
2	損失補償及び損害補償	106
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	106
第5編	緊急対処事態への対処	108
1	緊急対処事態	108
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	108

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

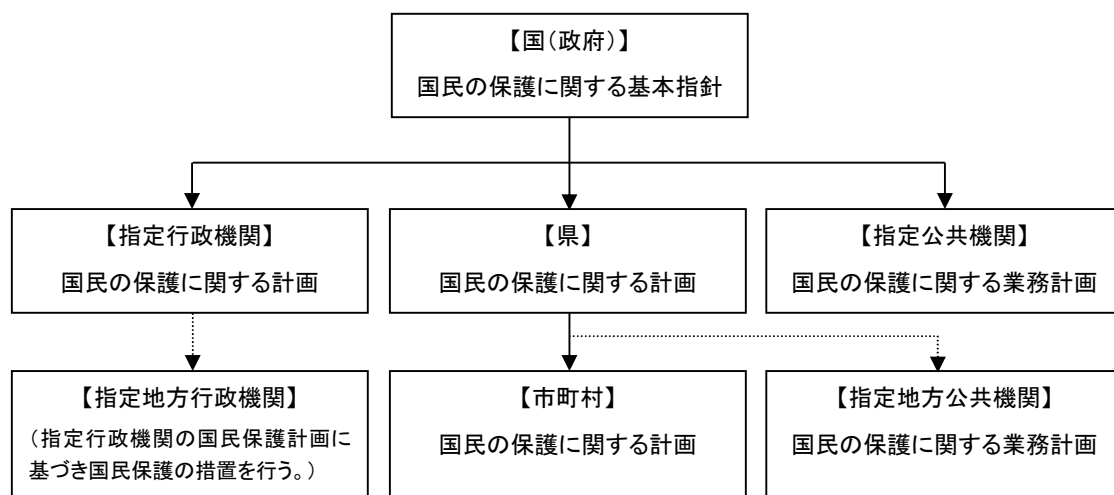
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び佐賀県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、伊万里市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。



(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等次に掲げる国民保護法第35条第2項各号について定める。

ア 本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市の実施する国民保護措置（法第16条第1項及び第2項）に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ アからオに掲げるもののほか、本市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、継続的に見直しを行うものとする。

市国民保護計画の見直しを行うときは、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更を行うときは、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で

定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

なお、国民の権利及び義務に関する規定は、外国人にも適用されることから、武力攻撃事態等においては、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、その生命、身体及び財産が武力攻撃災害から保護すべき対象となる。そのため、日本語による意思疎通が困難な外国人について、特に配慮する者として留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、市の区域において実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

用語解説

指定行政機関…内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

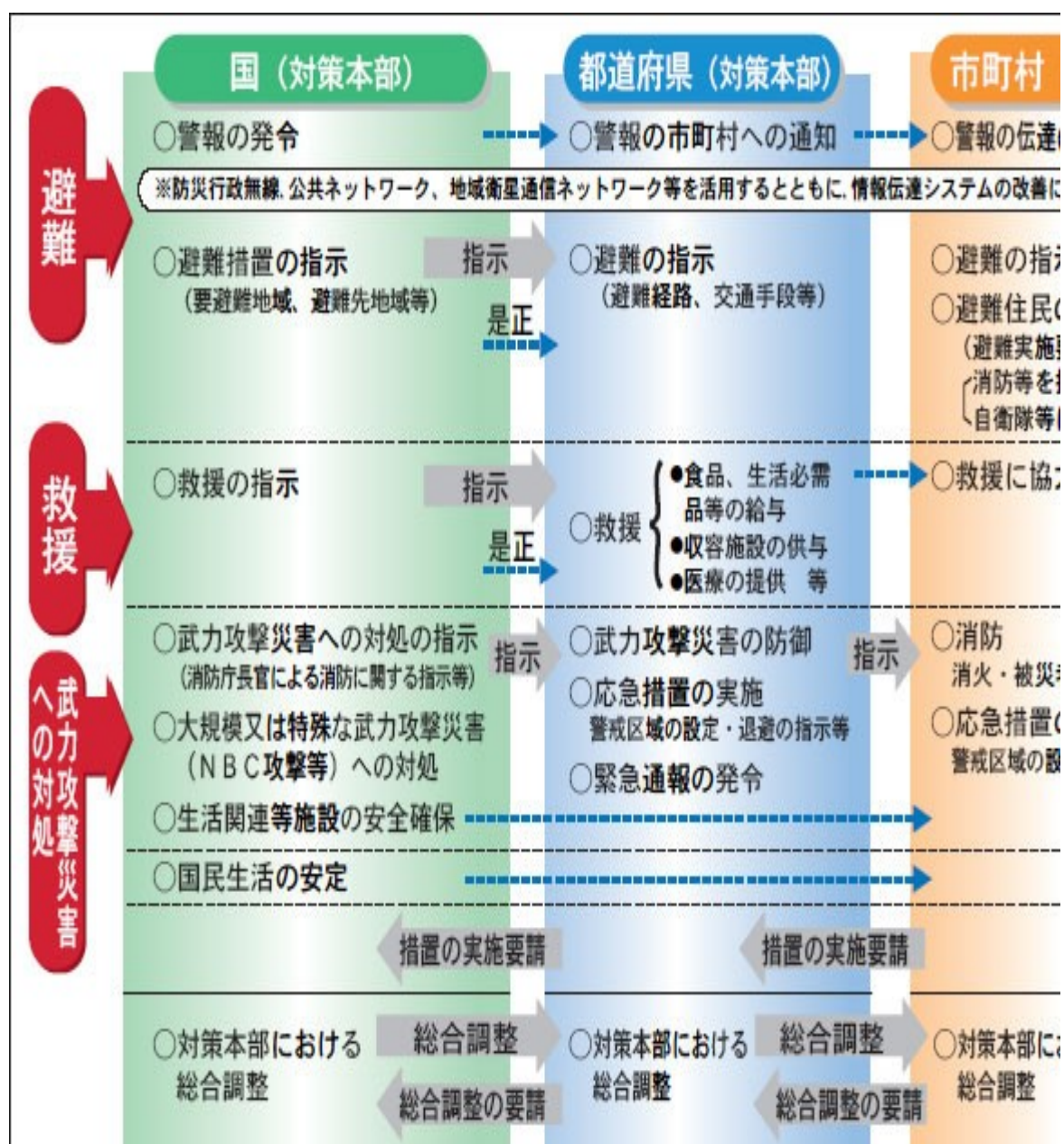
指定公共機関…独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

指定地方公共機関…県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するものをいう。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護法における市の役割を確認するとともに、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、以下のとおり、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



(1) 市

市は、住民に最も密着した行政機関として、市国民保護計画で定めた市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県

県は、県国民保護計画で定めた、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内の市町のほか、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携協力し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置の総合調整や広域的な観点からの調整などを行うこととなる。

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとなる。

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局 （佐賀財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関 （伊万里税関支署）	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
佐賀労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局 （佐賀農政事務所）	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局 （佐賀運輸支局）	1 輸送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安

大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部伊万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
輸送事業者	1 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送 2 旅客及び貨物の輸送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理

日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

市は、佐賀県の西北部に位置し、東と北は唐津市に、西は長崎県松浦市及び佐世保市に、南は武雄市及び有田町に接している。

地形の特徴としては、八幡岳、青螺山、国見山など三方を山に囲まれ西北部からは伊万里湾が深く入り込み、市域は伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に東西に25km、南北に21kmの広がりを見せ、総面積は255.24km²である。

(2) 気候

本市の気候は、日本海型気候であり、九州北西沿岸を流れる対馬暖流は、湿潤な空気をもたらして降雨量を多くし、寒暑の差を少なくしている。年平均気温は15.9℃、年間平均降雨量は約2,221.8mmで、比較的に温和な海洋性気候であるが、冬期は北西の季節風が強く、寒冷的な気候を見ることができ

※ 「資料編」

(3) 人口分布

本市の人口は、令和2年の国勢調査で52,629人となっており、伊万里地区、大坪地区、立花地区に、全体の42%が集中している。

年齢構成については、65歳以上の高齢者の割合が32.1%と高くなっており、一方で、15歳未満の人口は13.9%と低く、人口ピラミッドは逆ピラミッド型となっている。

※ 「資料編」

(4) 道路の位置等

本市の道路網は、一般国道で、南西部から北東部に向け市の中心部を貫く202号、伊万里湾の兩岸をV字形に結ぶ204号、東部と市の中心部を繋ぐ498号を骨格として、主要地方道、一般県道及び市道により形成されている。

高規格幹線道路網の一環として、福岡市から唐津市・伊万里市・佐世保市を経て武雄市に至る自動車専用道路の西九州自動車道整備についても、現在、南

波多町府招（伊万里東府招 I C）まで開通するなど整備が進められている。

令和6年3月現在の市道は、1,816路線、総延長985.0kmで、市街地・農村部とも狭隘・屈曲した箇所が見られる。

(5) 鉄道、港湾の位置等

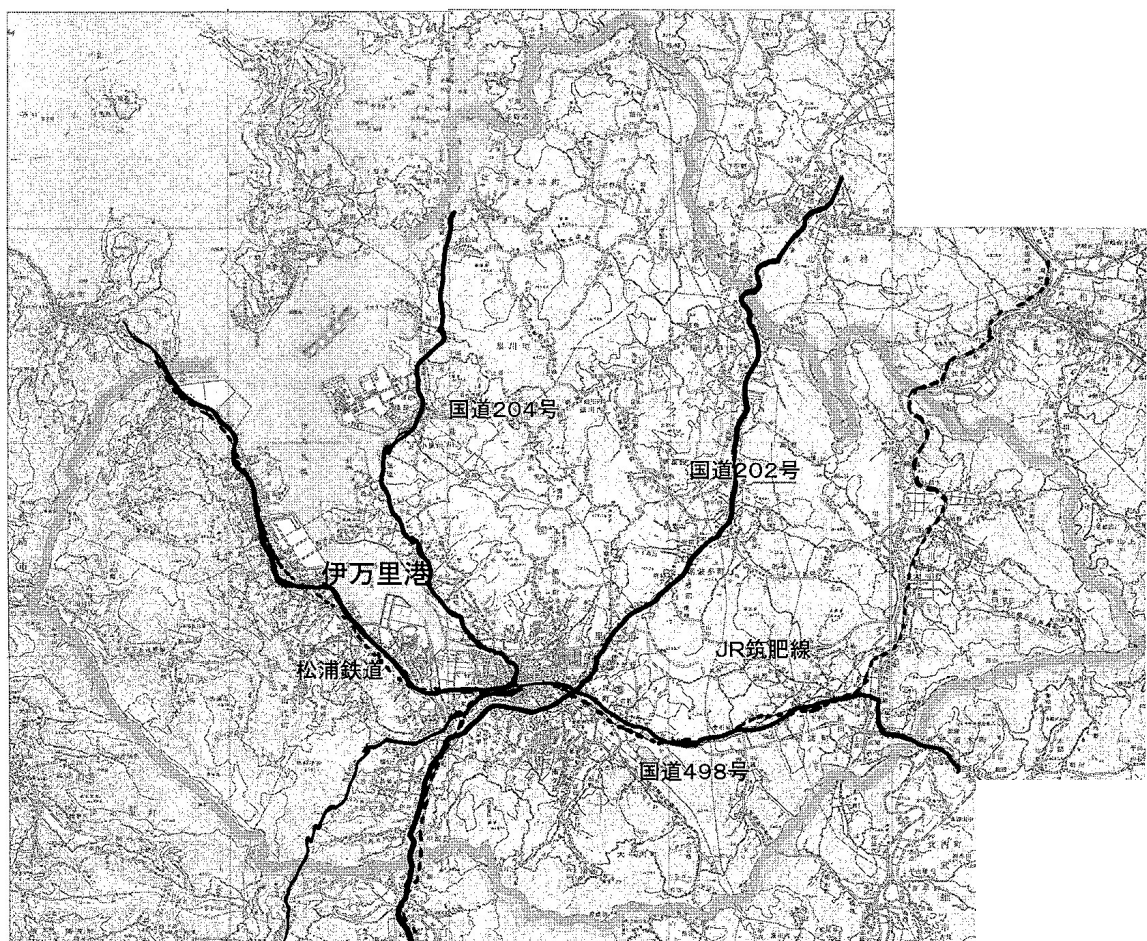
① 鉄道

市内の鉄道は、本市から唐津市を經由し福岡都市圏を結ぶJR筑肥線及び有田町を起点に本市を經由し北松浦半島を西回りで長崎県佐世保市を結ぶ第三セクターの松浦鉄道がある。

② 港湾

本市の北部から西部にかけて広がる玄界灘に面するリアス式地形の伊万里湾は、約100kmに及ぶ海岸線を持ち、伊万里港は重要港湾に指定されている。

天然の良港伊万里港は伊万里湾の奥部に位置し、古くは「古伊万里」の積出港として栄え、近年では伊万里湾総合開発を軸に大規模な臨海工業団地を造成し、造船、IC関連産業、水産加工業等の集積により近代的な工業港として発展している。平成9年には地域産業の展開を促す貴重な国際物流拠点として国際コンテナ航路が開設されている。



(6) 原子力発電所

県西北部の東松浦郡玄海町に九州電力(株)玄海原子力発電所があり、1号機から4号機の4基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が立地している。(1号機、2号機については廃止)

3号機及び4号機の最大発電量は118万kwであり、2基合計の最大発電量は、236万kwとなっている。

当発電所は、玄海町の三方を海に囲まれた岬(値賀崎)の部分にあり、伊万里市内で最も近い波多津町木場区まで直線距離で約12km、伊万里市役所まで約28kmの距離にある。交通機関は基本的には自動車を使用しており、所要時間は波多津町木場地区まで約20分、伊万里市役所まで約40分である。

用語解説

加圧水型軽水炉…玄海原子力発電所の原子炉の形式は、軽水減速・軽水冷却加圧水型(PWR)と言い、一般に加圧水型軽水炉と呼ばれています。加圧水型の特徴は、原子炉容器を通して水を循環させる系統(1次系)と、タービンへ蒸気を供給する系統(2次系)とが蒸気発生器の伝熱管を介し完全に分離されているので、タービン側に放射能が運ばれることはありません。わが国では、加圧水型軽水炉のほかに、沸騰水型軽水炉という形式の原子炉が原子力発電用として稼動しています。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、基本指針に基づき、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類型	特徴		留意点
着上陸 侵攻	影響	・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、その期間も比較的長期 ・ 武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定	・ 事前の準備が可能 ・ 戦闘が予想される地域から先行して避難させることが必要 ・ 広域避難が必要 ・ 広範囲にわたる武力攻撃災害、武力攻撃終結後の復旧が重要な課題
	攻撃手法	・ 船舶による上陸の場合、上陸用小型船舶等が接岸容易な沿岸部が当初の侵攻目標 ・ 航空機による侵攻部隊の投入の場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性大 ・ 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性大	
	被害	・ 主な被害は、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等 ・ 攻撃目標施設の種類(石油コンビナート等)によっては、二次被害の発生が想定	
ゲリラ や特殊 部隊による 攻撃	影響	・ 事前にその活動の予測、察知は困難 ・ 突発的に被害が生ずることも想定 ・ 県警察、自衛隊等によるその兆候の早期発見	・ 危害が住民に及ぶおそれがある地域では、市町（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安庁及

	攻撃手法	・都市部の政治経済の中核、鉄道、原子力関連施設などに要注意 ・少人数のグループにより実行 ・使用可能な武器は限定 ・「ダーティボム」の使用可能性	び自衛隊が連携して対応 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内一時避難、その後、関係機関による安全措置の実施と適当な避難地への移動等 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避指示又は警戒区域設定など時宜に応じた措置の実施が必要
	被害	・主な被害は、施設破壊等 ・被害範囲は比較的狭い範囲 ・攻撃目標施設（原子力事業所等）の種類によっては、二次被害発生	
弾道ミサイル攻撃	影響	・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難 ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難 ・弾頭の種類に応じ、被害の様相及び対応が相違	・発射後短時間で着弾することが予想され、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要 ・屋内への避難や消火活動が中心
	攻撃手法	・極めて短時間で我が国に着弾	
	被害	・通常弾頭の場合、被害は局限、家屋、施設等の破壊、火災等	
航空攻撃	影響	・弾道ミサイル攻撃に比べ兆候の察知は比較的容易 ・対応の時間が少なく、攻撃目標の特定が困難	・攻撃目標の早期判定は困難 ・攻撃目標地を限定せずに屋内避難等の避難措置を広範囲に指示 ・生活関連等施設に対する攻撃の場合、
	攻撃手法	・威力を最大限に発揮することを意図すれば、都市部やライフラインのインフラ施設が主要な目標 ・その意図を達成するまで反復	

	被害	・通常弾頭の場合、主な被害は家屋、施設等の破壊、火災等	被害拡大のおそれがあるため、生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要
--	----	---	---

(用語解説)

・NBC弾頭(兵器)

… 核(N)、生物剤(B)、化学剤(C)を使用する兵器の総称で、爆弾等の弾頭にそれぞれを使用したもの

・ダーティボム(「汚い爆弾」)

… 爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べその威力は小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

(2) 県国民保護計画においては、基本指針に基づき、特別な対処が必要となるNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)に関し、以下のとおりその特徴を示している。

攻撃区分	被害の特徴		対応方法等	
核兵器等	一般的特徴	・核攻撃発生当初は、核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線による被害が発生 ・その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線による被害が発生	対応方法	・汚染地域への立入制限の確実な実施 ・避難誘導や医療にあたる要員の適切な被ばく管理 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療の実施 ・避難退域時検査及び簡易除染(防災基本計画(原子力災害対策編)の簡易除染をいう。以下同じ。)その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施
	被害様相	・核爆発による熱線、爆風及び初期放射線により、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に到来 ・核爆発に伴う初期核放射線及び爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散・降下した灰から、残留放射線として長期に被害発生		避難を行う場合、 ・風下を回避 ・手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制
			避難等	

	被害範囲	- 核爆発による熱線、爆風及び初期放射線並びに初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線により、爆心地周辺で被害発生 - 爆発時に生じた灰（放射性降下物）は、爆心地周辺から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下して被害範囲を拡大		- 口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護 - 汚染された疑いのある水や食物の摂取を回避 - 安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減
生物兵器	一般的特徴	- 人に知られることなく散布することが可能 - 発症するまでの潜伏期間に感染者が移動などにより、散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性有	対応方法	内閣府を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、 - 感染源及び汚染地域を特定 - 感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止の実施
	被害様相	使用される生物剤によって相違		
	被害範囲	- ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等の使用される生物剤の特性により被害の範囲が相違 - ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合、二次感染により被害の拡大の可能性有	避難等	汚染地域からの出入制限の実施
化学兵器	一般的特徴	- 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散 - 空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように拡散	対応方法	国、地方公共団体等関係機関が連携して実施 - 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測の適切な実施 - 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を除去 - 汚染者については、可能
	被害様相	特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって相違		

	被害範囲	地形、気象等により被害範囲が変化		な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療の実施
			避難等	住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置の適切な実施

(用語解説)

- ・中性子誘導放射能
 - … 物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能
- ・外部被ばく
 - … 大気中に存在する放射性降下物や、皮膚に付着した放射性物質などによる、人体外からの被ばく
- ・内部被ばく
 - … 放射性物質の吸引や、放射性物質によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる、人体内部からの被ばく
- ・残留放射線
 - … 外部被ばくや内部被ばくにより、放射線障害を引き起こすおそれがある放射線
- ・ダーティボム
 - … 爆薬と放射性物質を組み合わせた兵器で、比較的小型なためテロ等での使用が考えられる。爆薬による爆発被害と放射能被害をもたらす。

2 緊急対応事態

市国民保護計画においては、緊急対応事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、基本指針に基づき、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

分類		事態例	被害概要
攻撃対象施設等による	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
		石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生

		危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生
		ダムの破壊	・下流に及ぼす被害は多大
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大
		列車等の爆破	
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガン発症の可能性有 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
		・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさは変化 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害の可能性有
		弾道ミサイル等の飛来	・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部、委員会等における平素の主な業務】

部等名	平素の業務
総務部	・市国民保護計画に関すること。 ・市国民保護協議会の運営に関すること。 ・県及び指定（地方）公共機関との連絡調整に関すること。 ・情報の収集、伝達体制及び伝達手段の整備に関すること。 ・事態の状況に応じた組織体制の整備に関すること。 ・避難施設の指定に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・特殊標章等の交付に関すること。 ・国民保護に係る啓発に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・職員の健康管理、生活維持に関すること。 ・消防団員の招集、配備及び活動に関すること。 ・住民の避難誘導に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。

総合政策部	・市庁舎、公の施設等の応急復旧に関すること。 ・緊急輸送手段（トラック）の確保に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること。 ・広報体制の整備に関すること。
市民交流部 健康福祉部	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・食料の備蓄及び供給体制の整備に関すること。 ・避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・ボランティア活動に関すること。 ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。 ・感染症の予防及び防疫に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・廃棄物処理に関すること。 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・安否情報に関すること。 ・在住外国人の支援体制の整備に関すること。
建設農林水産部	・市管理の漁港施設の防災対策に関すること。 ・緊急輸送手段（バス、鉄道、船）の確保に関すること。 ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 ・復旧に関すること。 ・市管理の道路及び河川管理施設の防災対策に関すること。 ・応急仮設住宅の建設資材の調達及び供給体制の整備に関すること。 ・緊急輸送ネットワークの整備に関すること。 ・復旧に関すること。
上下水道部	・上下水道、簡易水道及び工業用水道施設の防災対策に関すること。 ・飲料水の供給体制の整備に関すること。
教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・市立学校等への情報伝達体制の整備に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 ・学校における国民保護の啓発に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部及び宿日直者との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

また、参集要員の緊急招集及び緊急事態警戒本部や国民保護対策本部との連絡を図るため、伊万里市災害対策本部運営要領に準じて各部に連絡員を置く。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
① 緊急事態情報連絡室	防災危機管理課職員が参集
② 緊急事態警戒本部	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 市国民保護対策本部	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(5) 国民保護対策本部の機能の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について配慮する。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

なお、市対策本部において、市長が不在又は事故に遭った場合は、副市長、総務部長の順で代理し、指揮命令系統を確立する。

3 消防機関の体制

(1) 伊万里・有田消防本部における体制

伊万里・有田消防本部（以下「消防本部」という）は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目		担当部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）	健康福祉部 建設農林水産部
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）	
	土地等の使用に関すること。（法第82条）	建設農林水産部
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・第5項）	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。（法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項）	総務部 市民交流部 健康福祉部 消防本部
不服申立てに関すること。（法第6条、第175条）		総務部
訴訟に関すること。（法第6条、第175条）		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、伊万里市文書規程の定めるところにより適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 伊万里市地域防災計画に基づく連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、伊万里市地域防災計画に基づく連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

※ 「資料編」

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」、「武力攻撃原子力災害」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

※ 「資料編」

(2) 市の行うべき事務の県による代行

市は、武力攻撃災害の発生により、市が行うべき事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時に、国民保護のための措置の全部又は一部を県が代わって実施する場合に備え、県と調整し必要な準備を行う。

(3) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(4) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

※ 「資料編」

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

※ NBC … 「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

※ 「資料編」

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との連携

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 広域応援体制の整備

市は、県と連携して、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や、武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制の整備充実に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、県、電気通信事業者等関係機関との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、伊万里市地域防災計画に基づく体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び緊急情報ネットワーク（E m-N e t）等の非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・ 電話、F A X，データ、映像（画像）による情報の送受信が可能となるよう、光ケーブルと地上系・衛星系無線による多重回線の「防災行政通信ネットワーク」の整備・拡充を図る。 ・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等にその画像を無線により伝送するシステムの活用促進を図る。
--------	---

	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・ 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及び、その他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても自主防災組織等を活用して情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線に係る放送内容等の住民への周知及び、設備の維持管理

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報内容の伝達等に必要となる防災行政無線について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図るとともに設備の維持管理を行う。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の維持管理

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の維持管理を行う。

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて唐津海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知））については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図るよう努める。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、原則として、総務省（消防庁）が運用している「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）を用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <p>1 避難住民に関する情報（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名（ふりがな）② 出生の年月日（※元号表記により記入）③ 男女の別④ 住所（郵便番号を含む）⑤ 国籍⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑦ 負傷（疾病）の該当⑧ 負傷又は疾病の状況⑨ 現在の居所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ 親族・同居者への回答の希望（①～⑩）⑫ 知人への回答の希望（①、⑥、⑦）⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意（①～⑩） <p>2 死亡した住民に関する情報（上記①～⑥に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑭ 死亡の日時、場所及び状況⑮ 遺体が安置されている場所⑯ 連絡先その他必要情報⑰ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 伊万里市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町××番地（北緯 度、東経 度） 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓

練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治修習所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防吏員を活用するほか、県、自衛隊、唐津海上保安部及び県警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、唐津海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な内容とする。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求めるなどし、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにした上で、必要に応じて、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう体制の整備を図る。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、唐津海上保安部、自衛隊等）との意見交換を行いつつ、本市の地理的・社会的特長を踏まえ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、輸送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 輸送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る輸送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類】

法施行令	各号	施 設 の 種 類（危険物質等については、その取扱所）
第27条 （生活関連 等施設）	1号	発電所（最大出力5万KW以上）、変電所（使用電圧10万V以上）
	2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備で簡易ガス事業用は除く）
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの）
	4号	鉄道施設、軌道施設（1日当たりの平均利用者数が10万人以上）
	5号	電気通信事業用交換設備（電気通信回線・移動端末設備数が3万以上）
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設（港湾法第52条の国土交通省令で定めるもの）
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム（河川管理施設等構造令第2章の適用を受けるもの）
第28条	1号	危険物（消防法第2条第7項）

(危険物質等)	2号	毒劇物 （毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項）
	3号	火薬類 （火薬類取締法第2条第1項）
	4号	高圧ガス （高圧ガス保安法第2条）
	5号	核燃料物質 （原子力基本法第3条第2号の核燃料物質及びこれによって汚染された物質）
	6号	核原料物質 （原子力基本法第3条第3号）
	7号	放射性同位元素 （放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによる汚染物質）
	8号	毒劇薬 （医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項及び第2項）（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る）
	9号	事業用電気工作物内における高圧ガス （電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物内の高圧ガス保安法第2条の高圧ガス）
	10号	生物剤、毒素 （細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項及び第2項（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る））
	11号	毒性物質 （化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項）

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び唐津海上保安部との連携を図る。

また、県が管理する伊万里港の警戒等についても、県、唐津海上保安部、伊万里税関支署、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武

力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載されており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 市対策本部設置前における緊急事態情報連絡室等の設置及び初動措置

市は、職員や現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合等においては、市としての的確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」を設置して対処する。

(1) 緊急事態情報連絡室の設置

本市に対して、政府により県を通じて市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、総務部長が必要と認める場合に緊急事態情報連絡室を設置する。

ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合

イ 他の都道府県（九州、中国、四国地方の各県を除く。）に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）

ウ その他、総務部長が設置の必要があると認めた事態

(2) 緊急事態警戒本部の設置

本市に対して、政府により県を通じて市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、市長が必要と認める場合に緊急事態警戒本部を設置する。

- ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある場合
- イ 九州、中国、四国地方の各県の市町村に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）
- ウ その他市長が設置の必要があると認めた事態

(3) 緊急事態情報連絡室等の所掌事務

緊急事態情報連絡室及び緊急事態警戒本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態情報連絡室等を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態情報連絡室等は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(4) 初動措置の確保

市は、緊急事態情報連絡室等において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(5) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(6) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態情報連絡室等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態情

報連絡室等は廃止する。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、総務部長が不測の事態に備えた即応体制を整備すべきと判断した場合には、緊急事態情報連絡室を立ち上げ、又は、市長が即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

緊急事態情報連絡室を設置した場合において、防災危機管理課職員等は、事態に関する情報収集等を行い、緊急事態警戒本部を設置した場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態警戒本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員（各対策部長）、市対策本部職員（各対策部に属する職員）等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎3階第3会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、直ちにその旨を市議会、防災関係機関その他市長が連絡する必要があると認めた機関に連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、消防本部、コミュニティセンター等の中から、被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織及び各対策部の構成等

市対策本部の組織及び各対策部の構成等は伊万里市地域防災計画に準ずる。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、防災行政無線、ケーブルテレビ、市のホームページ（<http://www.city.imari.saga.jp>）等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に提供できるよう市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、唐津海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定

地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、消防無線等の移動系通信回線若しくは、全国瞬時警報システム（J—A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m—N e t）、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民

保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊佐賀地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする第4師団長、海上自衛隊にあっては市の区域を警備区域とする佐世保地方総監、航空自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等を締結している場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公

示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の

地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

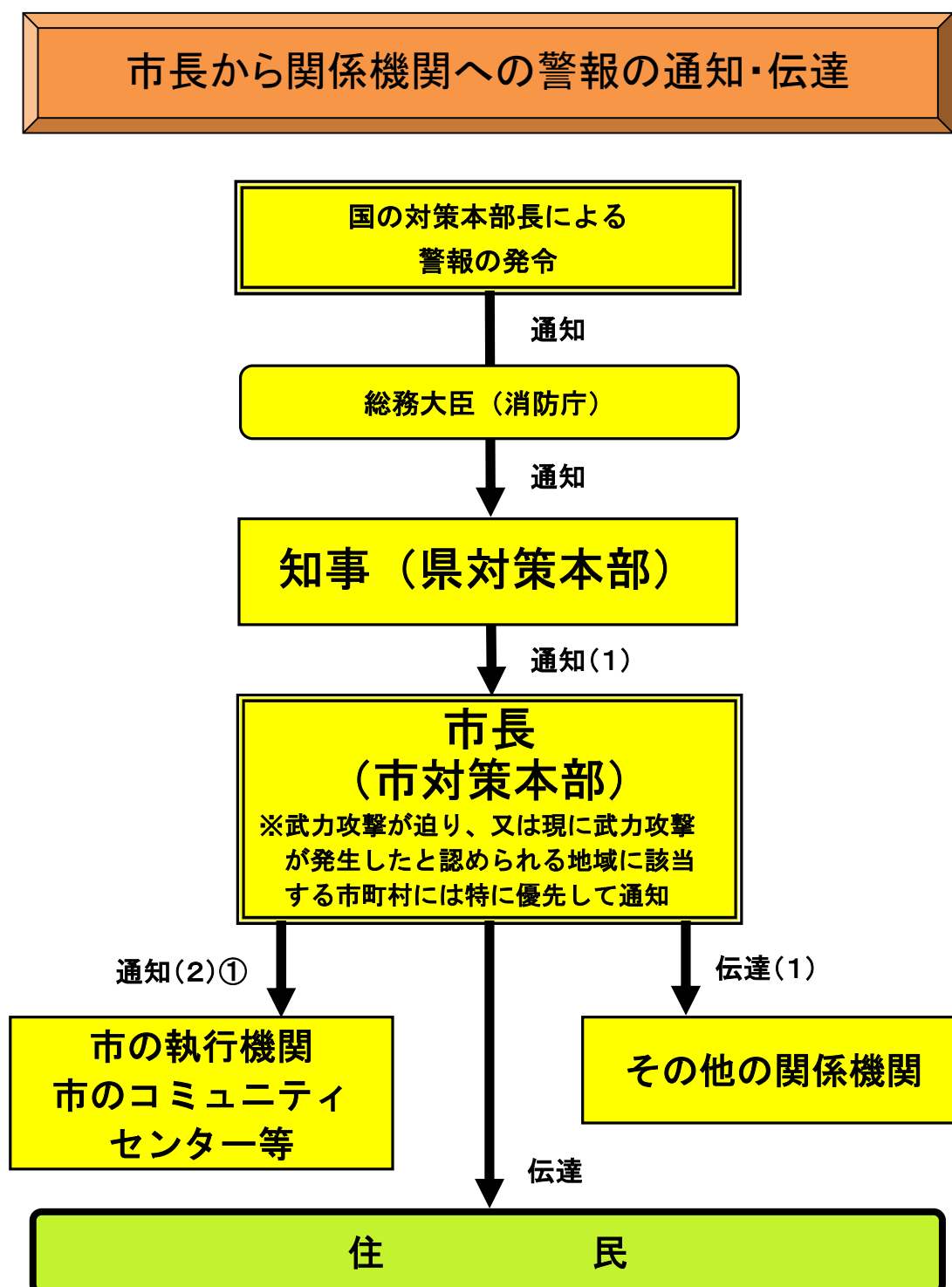
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市ホームページに警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
- この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
- ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ケーブルテレビや市ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- イ なお、市長が特に必要と認める場合には、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを使用して住民に周知を図る。
- また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
- この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
- また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

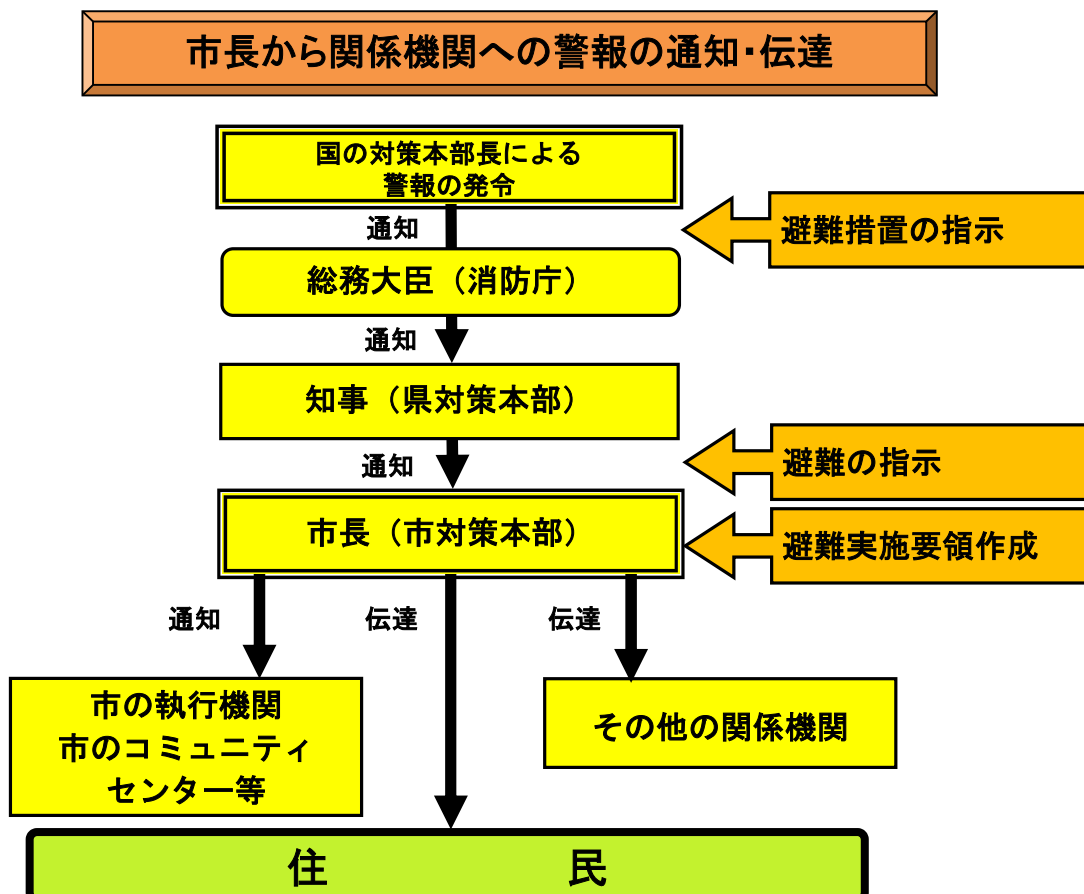
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、唐津海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領の記載項目としては、県が県国民保護計画で示している記載項目と同様とする。

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (輸送事業者である指定地方公共機関等による輸送))

⑤ 輸送手段の確保の調整

(県との役割分担、輸送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

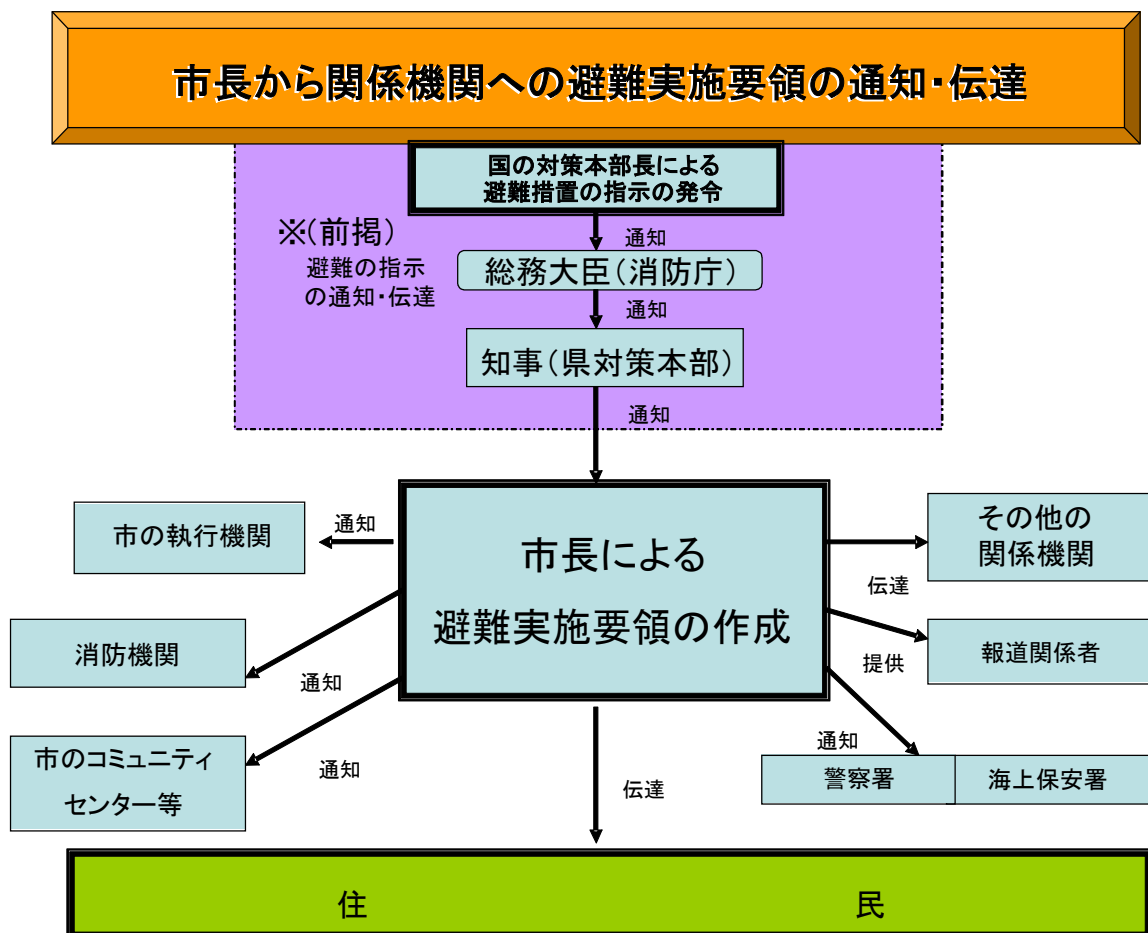
⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長、唐津海上

保安部長及び自衛隊佐賀地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高ま

る傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、唐津海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の

状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、国（環境省、農林水産省等）が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、市道の通行禁止等の措置を行ったとき、または、県道、国道において通行禁止等の措置が行われたときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の輸送が必要な場合においては、原則として県対策本部長による総合調整の結果を踏まえて、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

市長は、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

知事は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

弾道ミサイル攻撃の場合

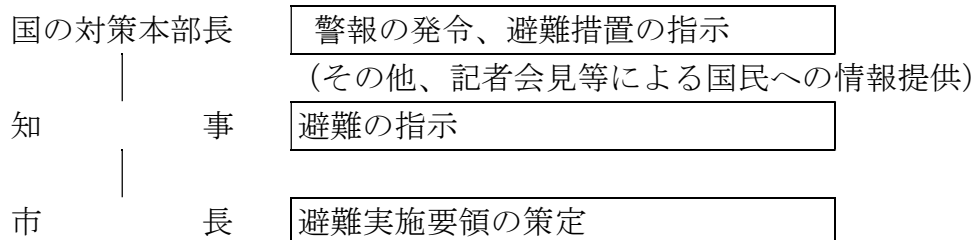
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。）

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、

対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、唐津海上保安部、県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、唐津海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、唐津海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の

措置を実施する。

(4) 緊急物資の輸送の求め

市長は、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の輸送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

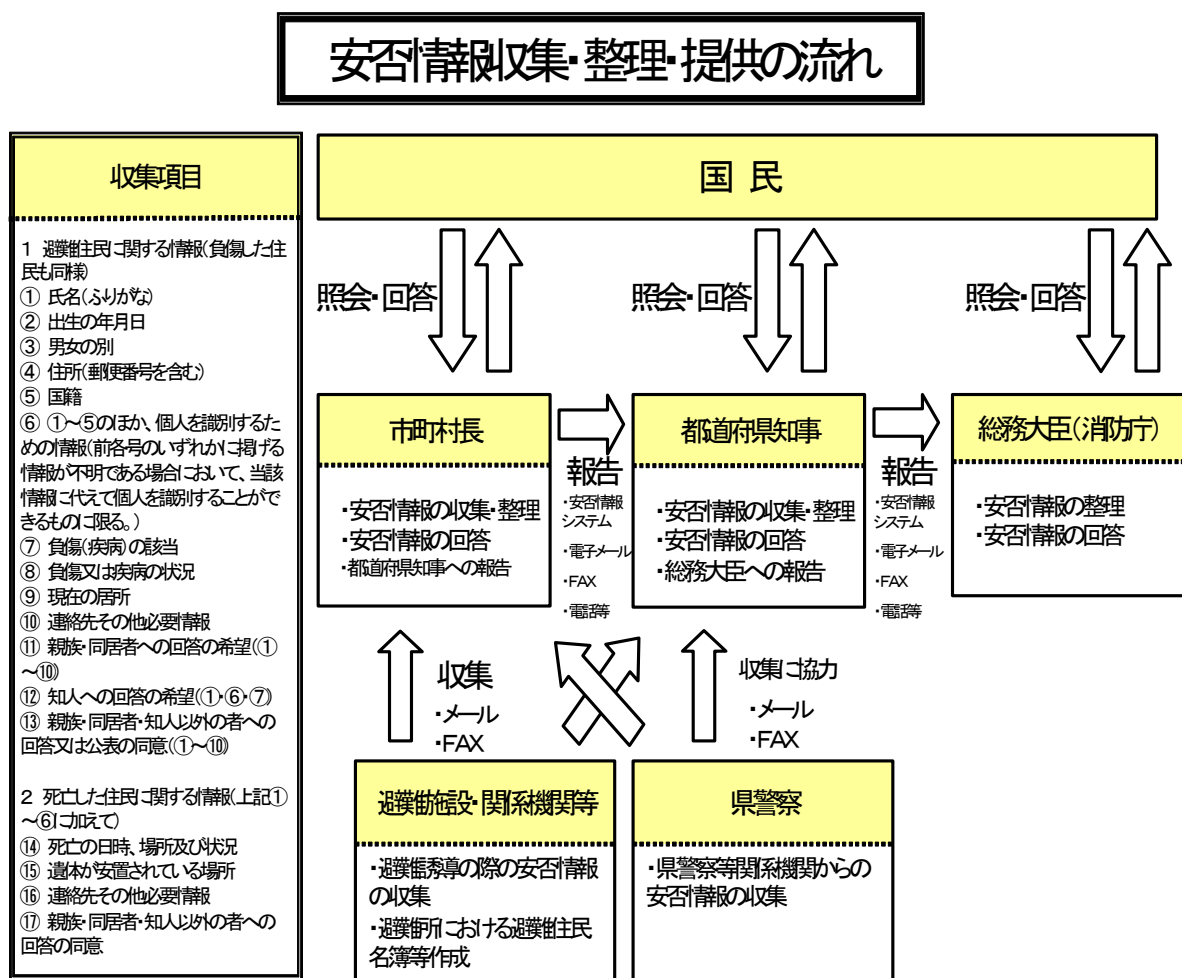
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する輸送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

(1) 報告の方法及び手段

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の必要事項を、原則として総務省（消防庁）が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）により報告するものとする。ただし、安否情報システムが利用できない場合には、必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで送付するものとし、電子メールの送信によることができない場合や事態が急迫し、職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、FAX、口頭、電話その他の方法により報告を行うものとする。

(2) 報告の時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導等の実施状況を勘案し、市長の判断により県知事に報告するほか、県知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安

官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、唐津海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員、消防吏員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、唐津海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、唐津海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、唐津海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に

対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に

消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、唐津海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、本市が被災地となっていない場合で、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防吏員・消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

また、外国船の出入港が多い県が管理する伊万里港についても、県、唐津海上保安部、伊万里税関支署、県警察等と連携し、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市

の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の①から③までの措置を講ずる必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４ ＮＢＣ攻撃による災害への対処等

市は、ＮＢＣ攻撃（核、生物剤、化学剤による攻撃）による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、ＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、唐津海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告

する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び消防長の権限

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 武力攻撃原子力災害への対処

本市は、九州電力株式会社の玄海原子力発電所から最も近い波多津町木場区まで直線距離で約12kmの位置にあり、市域のほぼ全域が30km圏内に含まれていることから、住民の生命、身体及び財産を保護する上で重大な事態である「武力攻撃原子力災害」への特別の配慮が必要である。

国の基本指針において、原子力発電所については、本編第7章第3に記述した「生活関連等施設における災害への対処等」に関する安全確保措置を講ずるほか武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを原則とするとされているところであり、県の国民保護計画においても「佐賀県地域防災計画（第4 原子力災害対策）」の定めと同様の措置を講ずることを原則とすることとされているところである。

このため、本市においても、「伊万里市地域防災計画（第4編原子力災害対策編）」の定めと同様の措置を講ずることを原則とした対処及び武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑みた必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的事項

(1) 基本的な考え方

① 地域防災計画(第4編原子力災害対策編)に準じた措置の実施

市は、県と連携し、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として「伊万里市地域防災計画(第4編原子力災害対策編)」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

② 県(国)の対策本部等との緊密な連携

ア 国民保護法では、武力攻撃原子力災害への対処についても、国の対策本部において総合的に推進することとされており、県は、国の対策本部長の指示に基づき、住民の避難、放射線量の測定その他情報の収集等の応急対策を実施することとされている。

イ 市は、県(国)の対策本部と緊密に連携し、オフサイトセンターへの職員派遣、関係機関に対する専門職員の派遣要請等を行い、正確な情報の収集・伝達を行う等対策本部等の応急対策の実施体制の迅速な確立を図る。

また、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関とともに、武力攻撃原子力災害による被害を最小限にとどめるため、応急対策の実施に万全を期すものとする。

③ 市は、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に、精神的負担等

も考慮しつつ、住民等の被ばくをできるだけ低減するために迅速な防護対策を行う。

(2) 基本的な防護対策

市は、武力攻撃原子力災害に対し、迅速に対処して被害拡大を防止する。

(市が行う基本的な防護対策等)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 屋内退避② コンクリート屋内退避③ 避難④ 安定ヨウ素剤予防服用⑤ 飲食物摂取制限⑥ 立ち入り制限措置
(応急対策の円滑な実施のために特定の区域に対する無用の立ち入り制限)<ul style="list-style-type: none">ア 無用の被ばくを避けるために特定の区域の立ち入り制限イ 周辺住民等の避難ウ 防災業務関係者の活動及び応急対策用資機材等の輸送経路の確保⑦ 防災業務関係者の防護措置
実効線量50mSvを上限とする。ただし、災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつ、やむを得ない作業を実施する場合は、実効線量で100mSvを上限とする。
なお、目の水晶体については、等価線量で300mSvを上限とし、皮膚については、等価線量で1Sv を上限とする。⑧ 各種防護対策の解除 |
|---|

2 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

(1) 関係機関との連携

市は、平素から原子力発電所に対するゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、テロによる攻撃等を想定し、県(国)、原子力事業者、その他防災機関と武力攻撃事態等に備えた相互の連携体制の整備に努める。

① 環境放射線モニタリングによる測定資料の収集

市は、県が実施する平常時の環境放射線モニタリング測定資料の収集に努める。

② 県被ばく医療体制との連携強化

市は、県防災計画の定めにより別に定めた「佐賀県緊急被ばく医療マニュアル」に基づき行われる県の活動と連携し、被ばく医療体制の充実に努める。

特に、武力攻撃原子力災害の発生時には、短時間に多くの被ばく者が発生するおそれもあることから、県(国又は近隣県)の医療機関に対し、被ばく者を移送することも想定し、平素からそれら関係機関との連携に努めるものとする。

(2) 安定ヨウ素剤等の備蓄等

- ① 市は、武力攻撃原子力災害の発生による、放射性ヨウ素の放出に備え、予防的に服用すれば、体内への放射性ヨウ素の蓄積を防ぐことができる安定ヨウ素剤について、県地域防災計画に基づく県による配備と相互に兼ねて、備蓄するものとする。

また、市は、住民が被ばくする可能性に備えて、県による「ヨウ素剤保管委託契約」を受託し災害に備えている。使用に当たっては、県の指示等に従うものとする。

- ② 市は、原子力災害の発生に備え、県が平素から市の地域に保管している防護マスク、防護服、安全靴、GM 式サーベイメータ、ポケット線量計等の伊万里市による使用に関し、県と連携し、常時使用できる態勢を保持する。

(3) 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施

市は、県及び関係機関等と連携し、武力攻撃原子力災害への対処の重要性に鑑み、具体的な事態の想定として、原子力発電所及び周辺地域での武力攻撃事態等を想定した訓練を原子力防災訓練等と連携して、実施するものとする。

3 安全確保のための要請等

(1) 安全確保のための要請

- ① 県(国)への措置命令の要請等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、県に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

- ② 原子力発電所の管理者への安全確保の要請

市は、原子力発電所が危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、県を通して、原子力発電所の管理者に対して、次の安全確保のための措置を要請するよう求める。

ア 施設の巡回の実施

イ 警備員の増員

ウ 県警察との連絡体制の強化等による警備の強化

エ 防災体制の充実

オ その他施設の安全確保のために必要な措置

(2) 立入制限区域の指定の要請

市は、安全確保のため必要があるときは、県に対し、速やかに、県公安委員会又は唐津海上保安部長に対して、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立入制限区域に指定を要請することを求める。

(3) 原子炉の運転停止等の要請

市は、県に対し、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃による原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対して、原子炉の運転停止等必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請することを求める。

また、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要すると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者自らの判断により、原子炉の運転停止等適切な措置を要請するよう求める。

(4) 武力攻撃等の兆候の通報

原子力事業者は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合は、直ちに知事、玄海町長、関係消防長、関係警察署長及び唐津海上保安部長に通報するよう努めることとされている。

4 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等

(1) 原子力防災管理者による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴って、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあると認めるときは、直ちに、国、県、市及び関係機関に対し、その旨を通報するものとされている。

また、県は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、直ちに周辺市町長及び指定地方公共機関に連絡するとともに、併せて県地域防災計画で定める特定事象発生時の情報伝達経路により関係機関等に連絡することとしている。

(2) 知事による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報

知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及

び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者によるその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行うこととされている。

また、併せて、上記(1)により関係機関等に連絡することとされている。

（参考）原子力防災管理者による通報

原子力災害対策特別措置法（原災法）第 10 条では、一定基準以上の放射線量が検出されたことその他の事象（特定事象）の発生を要件として、原子力防災管理者の通報義務を定めているが、有事においては、初動の迅速性の確保が特に必要であるため、国民保護法では、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が放出される場合に加え、放出する「おそれ」がある場合についても、原子力防災管理者に通報義務を課している。

この場合、原子力防災管理者は次の定める機関にそれぞれ通報することとされている。

(1) 原子力発電所からの放出又は放出するおそれがある場合

ア 原子力規制委員会 イ 知事 ウ 所在市町村長 エ 関係隣接県知事

(2) 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放出又は放出するおそれがある場合

ア 原子力規制委員会及び国土交通大臣 イ 知事 ウ 当該事実が発生した場所を管轄する市町村長

また、指定行政機関の長（原子力規制委員会）が放射性物質又は放射線が放出又は放出されるおそれがあると認めた場合（原子力事業者及び知事等より先に把握した場合）は、指定行政機関の長は、次に定める機関に通知することとされている。

ア 知事 イ 所在市町村長 ウ 関係隣接県知事 エ 原子力事業者

※ なお、指定行政機関の長は、原子力防災管理者又は知事から通報を受けた場合、若しくは自ら把握した場合は、直ちに国の対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知することとされている。

5 国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び知事による通知等

(1) 国の対策本部長による公示

国の対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力発電所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次の事項を公示しなければならないこととされている。

- ① 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域(応急対策実施区域)
- ② 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ③ 上記①、②の他、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 知事による公示の通知

国の対策本部長が公示した場合、知事へは警報の通知と同様に、総務大臣(消防庁)を通じて通知されることとされており、通知を受けた知事は、県国民保護計画第3編第4章第1の2(1)の警報の通知に準じて、次の関係機関に当該公示の内容を通知することとしている。

- ① 市町長
- ② 放送事業者その他の指定地方公共機関
- ③ 県の執行機関(本庁の知事部局)
- ④ 県の他の執行機関(県警察、県教育委員会等)
- ⑤ 県の関係現地機関
- ⑥ 消防本部
- ⑦ その他の関係機関

6 市が行う放射性物質の放出又は放出のおそれがある場合の通報等

(1) 市は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは県から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

(2) 市は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び県に通報する。

(3) 市は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、県からその通知を受けた場合には、

警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

- (4) 市は、県から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

7 活動体制の整備

(1) 現地対策本部への職員派遣等

- ① 内閣総理大臣は、「放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報」(以下この章において「通報」という。)がなされた場合には、武力攻撃原子力災害への初動の迅速性の確保等の観点から、安全の確保に留意しつつ、直ちに国の現地対策本部をオフサイトセンターに設置することとされているが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃に排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置するものとする。

また、国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、県や関係市町とともに、「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」を組織することとされている。

- ② 県は、通報を受けたときは、直ちにオフサイトセンターに県の現地対策本部を設置し、県地域防災計画で定める災害対策本部を設置する場合の体制により活動体制を整備することとしている。
- ③ 市は、オフサイトセンターに市の職員を派遣して、県(国)の原子力災害体制と連携する。

(2) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣して、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会派遣職員により、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供・収集を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

8 応急対策の実施等

(1) 応急対策の内容

① 応急対策の内容

国の対策本部長が、「応急対策の実施に係る公示」(以下、この章において「公示」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮して、応

急対策を実施させなければならないこととされている。

【応急対策の内容】

- 1 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- 2 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- 6 緊急輸送の確保に関する事項
- 7 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- 8 その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止を図るための措置に関する事項

また、市は、県と連携し、県(国)の対策本部長の指示に基づき、住民の避難その他の所要の応急対策を実施する。

(2) 応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等

応急対策の実施に当たっては、市防災計画に定めるところにより行うものとする。

なお、武力攻撃原子力災害への対処に当たり、特に重要と考える措置について、以下のとおりとする。

① 緊急時環境放射線モニタリング測定資料の収集

ア 市は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けたときは、直ちに県等が実施する平常時及び緊急時モニタリング結果の測定資料の収集を行う。

イ 市は、県が保有している、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を収集する。

ウ 県は、公示の発出後においては、緊急時モニタリングの結果を防災関係機関に連絡することとなっている。

② 住民の避難等の措置

ア 知事により、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難の指示があるとともに、その後の事態の推移に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等の指示が行われる。これらの指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、避難実施要領を策定し、住民に対し避難を指示、伝達し住民の避難誘導を行う。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとする。

イ 市は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示などの応急措置を講ずるとともに、その旨を知事に通知する。

ウ 国の基本指針では、「住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があることから自家用車の使用は困難な場合が多いと考えられる。

しかしながら、公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難について、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等の交通手段を示すことができるものとする。」とされているところである。

このため、市の平時における避難実施要領のパターンの作成に当たっては、県(警察)の意見を聞きながら、知事が避難の指示を行う際に、自家用車等の交通手段を示す場合も考慮したパターンも作成するものとし、武力攻撃原子力災害発生時の自家用車等を用いる内容の避難実施要領を迅速に策定できるよう努めるものとする。この場合において、自家用車等を保有していない者及び高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者への確な対応が図られるよう特に留意するものとする。

③ 安定ヨウ素剤の配布

市は、安定ヨウ素剤の予防服用実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

④ 食料品等による被ばくの防止

市は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

⑤ 職員の安全の確保

市は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、県及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、唐津海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。

第 10 章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相

談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 2 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name: _____		
生年月日/Date of birth: _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明書番号/No. of card: _____		

裏面

身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____
その他の特徴又は傷痕/Other distinguishing mark: _____	
署名/Signature: _____	
所持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)	
印鑑/Stamp: _____	所持者: _____

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防吏員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防吏員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、

被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送等の輸送路を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の輸送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。